

令和4年1月19日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

寒冷の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先日みだしのことについて、通知をさせていただいたところですが、報道等にもあるように、本県においては新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急速に増加している状況にあります。

つきましては、川西市新型コロナウイルス感染症対策本部会議並びに県から新たに発出された通知等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記のとおり一部変更いたします。なお、変異株であっても、基本的な感染予防策としては、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されています。学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和4年1月20日から実施いたします。なお、この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。

### 記

#### 1 変更点

- (1) 感染が心配で、登校園所を見合わせる場合

令和4年1月19日まで

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校園所長が判断する場合は出席停止とする。

令和4年1月20日から

学校園所に相談の上、出席停止扱いとすることができる。

- (2) (1)のほか、文章表記を一部修正している箇所がございます。ご了承ください。

#### 2 その他

- (1) 出席停止等の期間中における学習支援については、各学校が当該児童生徒や家庭の状況を踏まえ、タブレット端末やプリント等を活用する等検討しますので、お子さまの在籍校とご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

- (2) 発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話でご相談の上、病院受診をお願いいたします。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(伊丹健康福祉事務所)」や「兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター」へご相談ください。

【参考】「発熱等の症状がある方へ(医療機関受診方法の案内)」(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html>